

第26回長崎大学学長選考会議議事要旨

1 日 時 平成24年1月19日(木) 15:40～16:30

2 場 所 長崎大学事務局第3会議室

3 議 事

(1) 学長候補者選考関係規則等の見直しについて

議長から、本件について、次のような提案及び説明があった。

- 前回の長崎大学学長選考会議で、学長選考の問題点を指摘した中で、①教育研究評議会から推薦する第1次学長候補者については実質的に審査ができるようなシステムを検討する、②学長選考会議による面接が任意規定であることに関して規則改正の可否を含め検討する、との検討すべき事項が残っており、この2点については、学長候補者選考関係規則等の見直しを行うことを再確認し、関係規則等の改正の可否を含めて学内委員で意見を取りまとめ、その検討結果を受けて本会議で審議願うことになっていた。

更に、今回の学長選考を踏まえ、この他に見直すべき点について、意見を各委員に文書で求めた結果その時点では特段意見はなかったが、本日の審議の流れの中で見直すべき事項があれば忌憚なく意見を出して頂きたい。

引き続き、議長から、2つの検討事項に関して学内委員の検討結果の報告が求められ、東條委員から、資料3等を用いて大要次のような報告があった。

- 検討事項1の第1次学長候補者選考で評議会が実質的に審査できるシステムの検討については、候補者の1人が抱負等の一部に不適切なことを記載していたことから、評議会は審査を行ったのかということで議論になったものである。これについては、現行規則では評議会は2人以上の第1次学長候補者を推薦することとなっており、この点を含めて検討した。

まず、評議会が行う選考方法について、実際に投票を行い推薦することをはじめ色々なパターンを検討した。元々は多数数の候補者が出るとの想定で制度化されていたが、候補者が少ない現状もあり現在2人以上推薦となっている経緯がある。候補者が少ない中で今後も多くは出ないと考えると、例えば、候補者が2人の場合に評議会で絞り実質上1人を推薦したときに、最終決定は学長選考会議が行うにせよ、実質的な選考は評議会が行う形になってしまう。

他大学の学長選考について旧六大学等を中心に調べたところ、参考資料4のように、候補者の選考は、評議会を経ないで学長選考会議が行っている大学が意外に多い状況にある。

これらを考え合わせると、本来、学長選考の権限は学長選考会議にあるが、評議会が候補者の選考に介入していることが少ない中で、また候補者が少ない状況で、実質的な選考に近いような形で評議会が審査することは、学長選考会議の権限を侵してし

もう側面も出てくる。なお、今後も抱負等に関して今回同様の事態も想定できるが、評議会が実質上候補者を絞り込んでしまうのは問題であるし、一方、学長選考会議で評議会が推薦した者を第2次学長候補者に選出する際に落とすことも難しいことから、評議会は提出された推薦書等の書面をチェックする審査に徹したい。

また、他大学のように学長選考会議が直接候補者を募集する方法もあるが、制度上大きな改革になるので、当面評議会は形式面のチェックに止めて、あくまでも学長選考会議の権限をなるべく侵さない形にするのであれば、現行規則で差し支えないと思う。

結論としては、評議会における審査システムは基本的に今のシステムを変更せず現行どおりで差し支えないが、その際、評議会は書面の形式的なチェックの権限に止め、2点目の検討事項である学長選考会議の面接は任意ではなく必ず実施する形で、学長選考会議の権限を行使する方が良いというのが、1点目の検討結果である。

以上の提案を受けて、大要次のような意見交換等が行われた。

- 学内委員の提案のとおりで結構だが、問題は、学長選考会議が第2次学長候補者を選考する段階で、仮に2人とも駄目だと判定する場合も考えられるので、面接は必ず行うとの規定を加える必要がある。
 - 学内委員の意見で結構である。経営協議会学外委員が候補者を推薦できるが、その推薦した候補者に対して、評議会がその手続をとるのか。
 - 評議会と経営協議会学外委員からの第1次学長候補者の推薦は、それぞれ別ルートであり、それぞれから推薦を受ける形となっている。
- 議長 経営協議会学外委員から推薦があったときに、評議会の責任が軽くなり、学長選考会議はある意味重くなる。そのような中で、第2次学長候補者を選ぶ場合の軽重が出てきているがそれで問題はないのか。この案はあくまでも候補者が少ない前提で考えられており、その辺も含めて更に検討が必要なのではないか。
- 経営協議会学外委員が候補者を推薦する場合には、かなり異質の人を推薦すると思う。極端な例で言えば、アメリカ人の学長候補者を推薦することも考えられるし、かなり質が違おうと思うので、軽重ということにはならないと思う。
 - 経営協議会学外委員から推薦された候補者は、軽重というよりは評議会を通らない仕組みとなっている。仮に、経営協議会から推薦があった場合に、学内への影響力が大きい評議員がその候補者を知らない場合には得票に差がつくかもしれない。評議会はその推薦には直接係らないが、経営協議会学外委員が推薦した候補者の推薦理由なり、人柄なりを評議会に報告をすれば、その懸念はなくなる。
 - 経営協議会学外委員は、責任と識見をもって候補者を学長選考会議に推薦するものである。従来、法人化前は評議会が学長候補者選考の主体であったが、法人化後、経営を主として担当する重要な役割を担う経営協議会という組織が置かれ、そこに見識を持った学外委員が参画している。そのように大学の在り方が非常に変わっており、経営協議会学外委員の推薦する候補者を学長選考会議が議論する前に、評議会に知らせるのは法人化後の大学の管理運営の在り方から考えると違うのではないか。つまり、法人化後の

評議会、経営協議会、学長選考会議などの役割が従来と大きく変わっていることを踏まえれば、必ずしも軽重のことは考えなくてよい。

○ 経営協議会学外委員の推薦した候補者を評議会に通すようにすれば、学長選考会議が評議会に從属することになるので止めるべきである。

○ 今の流れは、評議会がかかわらない方向で学長選考の改革をやるとすれば、危惧はあるにせよ、学長選考会議に重みを置く方向となっている。

議長 検討事項1について、学内の検討結果としては、従来、評議会が2人以上の第1次学長候補者を選出するという条件を取り払うとの結論で整理してよいのか。

○ その点は、評議会で候補者を落とせないのは2人以上という条件があり、また今回は候補者が2人のみである点から議論となったので、学内委員の検討結果としては、候補者を2人以上推薦との条件を外し、その代わりに意向投票は例え1人でも行う形が良いとする方向となった。

議長 学内委員による検討結果は事前に東條委員から報告を受けた。評議会が第1次学長候補者を2人以上推薦との条件が取り払われなまま1人を推薦するような事態になると、それを追認する可能性がある。それが易きに流れ候補者が出なくなるとの懸念や、候補者が1人の場合の意向投票の投票率が非常に低くなるとか、候補者が1人であるのに意向投票をするのかという懸念があり、その辺りに問題があること、仮に、評議会が第1次学長候補者を2人以上推薦するとの条件を取り払い候補者1人を認めた場合は、所信表明は行うにしても、意向投票の中での投票率と得票率の関係などをどのように考えるかと申し上げている。

○ 議長からの指摘を受けて再考してみると、例えば候補者が1人のときの意向投票の場合、意向投票ではあるものの信任投票と言ってしまうと、この後、学長選考会議が学長候補者を決めるがそれとの関係、投票者が仮に10人と極端に少ない場合も選挙の成立を認めるのかどうか、そこまで検討しているのかとの指摘があった。学内委員の検討では、そのような細部まで考えずに、当面は1人でもよいし、そのときも意向投票だけはやろう程度の検討に止まっている。また、候補者が少ない前提で検討するより、もっと候補者が出やすくなる方法を含めて広い視野で検討した上で提案すべきでとの指摘を受けている。

議長 今、長崎大学は先進性に満ちて活動しているが、その一方、リーダーシップを担う学長選考は非常に低調でありそれでよいのかとの思いと、もう一つは、参考資料4以外の大学の状況も、候補者が1人の場合などについて調査をすれば参考になると助言している。なお、信任投票の投票率を考えなくてよいのであれば難しくはないだろうと思う。

○ 候補者が1人のときに信任投票というのは如何なものか。

○ 学内委員としては早ければ任期末の3月までに決めたいと考えていたが、議長からの指摘もあり、また詳細な検討は行っていないので、学内委員で更に検討したい。

○ 3回目の学長選考会議（参考資料2の上から3回目の学長選考会議）と2回目の学長選考会議（参考資料2の上から2回目の学長選考会議）おける選考の位置付けはどのようにかかってくるのか。

○ 2回目の学長選考会議は、評議会と経営協議会学外委員から推薦があった第1次学長

候補者から、第2次学長候補者を選出し、公表することとなっている。

- そのとき何を審査するのか。候補者に相応しいかどうかを検討するのか。
- 今まで学長選考会議の選考においては、面接はどこの時点でも任意で行う形をとっており、何をもちょう選考するのかという書面によるしかない形になっている。
- 例えば、候補者が1人の場合、2回目の学長選考会議で書面審査を通して、最終選考で面接したが駄目だということもあり得る。

議長 本日の限られた時間では、結論に至るのは難しいので、見直しにより選考方法を変更した場合に想定される事項や懸念される事項を意見として出して頂くところまでとし、次年度以降も本会議としては継続して本件を検討することを確認して、本日は会議を閉じたほうが良いと考えている。

- 意向投票による信任投票で直接学長候補者を決める訳ではないが、その後、学長選考会議による最終選考があるので、意向投票（信任投票）で実質的な候補者が決まってしまいうようでは大変困る。ただ、この意向投票で例えば80%以上得票したとなると、次の学長選考会議の選考ではものすごくプラス要素になる。ただ、投票率が10%であったときに、その候補者が抜群によかったので皆投票に行かなかったのか、それとも本当に悪くて投票に行かなかったのかの判断が、次の段階での学長選考会議の考えどころになるが、そこは致し方ないと思う。そこをどう決めるかというのは、その状況を読み取るのが我々学長選考会議の義務ではないかと考える。
- 今の意見には賛成である。感想的な話となるが、何か工夫をしないと、昨今の厳しい環境の中で学長のきつい仕事をやるには、本当にその大学に愛情がある人でないといけないが、その愛情だけではできない部分もあると思う。その意味では、今の現実が反映されており色々な大学でそのような事態が起こり得ると思う。例えば、長崎大学の20人による推薦、他大学では30人による推薦などがあるのは、昔は学長になりたい人が多くいたので乱立を避けるために取り入れたシステムであったが、今は、学長は楽な仕事ではなく、また、学長になりたい人も少ないことから、このような問題を生んでいると思う。
- 学長選考会議の2回目と3回目の選考の切り分けが明確でないと、一方では認めて、一方では否認となればおかしくなるので、基準というか審査というか、その点をはっきり切り分けすべきである。
- 2回目の学長選考会議の選考で認めて、3回目の学長選考会議で認めなかったと仮定した場合、初めから選考をやり直すとの考え方なのか。
- 評議会が書類選考をしたように、今までは2回目の学長選考会議では書類選考をして、その後、意向投票を行い、学内の意向を斟酌しながら最後の学長選考会議で学長候補者を決める手順なので、評議会で行われる書類選考は要らないのかもしれない。
- ご意見のとおり、2回目の学長選考会議も実質的には書類選考を行っているの、通しでみると2回の書類選考を行っており、評議会での選考は要らない気もする。
ところで、評議会では書類選考だけなのか、例えば推薦人20人という要件を満たしているとのチェックなどは行っているのか。
- チェックはもちろん行っている。

- 書類選考であっても、そうであれば学長選考会議の書類選考とは意義が違うのではという気はする。評議会から推薦があったときに、2回目の学長選考会議では、この人は辞めなさいとか、数を絞ることを行うということか。
- 2回目の学長選考会議では、規則上は審査するとなっているが、今までほぼ評議会が推薦した候補者を追認する形が実態であったと思う。
- 簡単に言えば、最初の選考は書類審査、最後の選考は面接で実際に候補者から色々聞いて判断するというように明確にすべきである。基本的に現行規則は、候補者が多く出る前提で作られており、実際に少ないときの対応に問題が生じてくる。
- 法人化直後の本学の規則では、第1次学長候補者を4人以上6人以内に絞り込むのが評議会の役割だった。法人化前は各学部長等が候補者として推薦されていたので、法人化後も10人以上は出ると想定し、第1次の足切りを考えていた。今は昔のように学長は名誉職ではないので、余程の覚悟がないと本当に学長にはなれないし、実際には立候補者が少ないことから色々な問題が生じている。それで、選考制度としては、同じことを何回も重ねて行うような感じとなっている。
- 学長選考会議による最初の選考で、候補者がゼロになる可能性もある。第2次学長候補者が最終選考まで持ちこたえられないと判定した場合には、この段階で候補者はなくなり、最初から選考を再度やり直しとなる可能性も十分にある。だから、学長選考会議による最初の選考と、最後の選考の内容を、例えば、よほど悪い人をスクリーニングするのが最初で、最後は決定というのであれば、内容が非常に曖昧になってくるので、どういう言葉遣いで表現するのが問題である。最後の選考ですべての候補者が落ちた場合は、学長選考会議を最初からやり直すことになる。

議長 評議会での候補者選考は将来的にも必要ないとの論議がある中で、今の意見のような形で選考すれば、学長選考会議は相当の重さを持つので、その性格付け、役割を明確にしておかないと、最終段階の選考にたどり着かない事態もあり得るし、最初の選考でどのように整理するのかという課題も出てくる。

検討事項1については色々意見も出ているので、取りあえず事務局にもう一度引き取っていただき、想定されることも含めて再検討する形にしないと、本日は結論に至らないと思う。本日の論議を受けてこのような問題点が出てきているということで、この会議で審議する課題として整理していただき、もう一度本会議で論議することでもよいし、あるいは、学内委員と事務局で検討し、今学外委員が出した意見を受けて双方で検討して一つのタタキ台を作り、もう一度本会議を開催して議論する方法がある。

- ポイントとしては、一つは2回目と3回目の学長選考会議の審査の基準について、どういう審査をするかを、もう少し明確に検討するとの理解でよろしいか。

議長 候補者が1人の場合の意向投票は、本来の信任投票と同じではないとの前提に立ったときに、どのような手続きが必要になってくるのか。もう一つは、ネガティブではなく、もっと多く候補者が出るような仕組みを他大学の例も参考にして検討願いたい。また、推薦人の署名も様式的にやりやすい形にするなどの課題も含めて検討願いたい。

- 候補者が1人のときにも意向投票は行うのか、確認したい。
- 今のところ、意向投票をする方向で考えている。

- この規則を最初に作った学長選考会議のメンバーとして、その当時の考え方は先ほどから意見が出ているとおりでである。この2回目と3回目の学長選考会議の性格なり、そこでどういう基準で審査をするかを明確にすることも必要と思うが、その当時の考え方は、学長としての適性を審査するのが2回目の会議の目的であった。学長としての適性があるかどうかについては、複数の候補者が出てくる可能性が十分にある訳で、その複数の候補者に対して、意向投票の結果も踏まえ、また面接を必要に応じて行った上で、最も適性がある人を選ぶのが3回目の会議の目的である。その辺の基準をどうするかはもう少し議論があってもよいと思うが、考え方としてはそのような趣旨でこの規則が作られている。

ただ、一つ具体的に問題になってきているのは、候補者が1人のときに、適性があるかどうかを審査する2回目と、さらに意向投票とか面接を踏まえて最終的に決定する3回目の学長選考会議の区分が結構あいまいなところがあるので、その辺をどう整理するのが課題である。

- 法人化後、学長の役割、重さは大きく変わった。以前は推薦方式で、今は手挙げ方式となっており、学長をしたいという方が立候補している。以前は、各学部等から候補者を推薦する形で10人程度の推薦があっていたが、今は3人程度である。学長の今の在り方で言えば、推薦されたからやりますと言われても、同じように務まるとは思えない。
- 学内手続を含め、これらの懸案はいつまでに決めなければならないのか。
- 事故等がなければ、あと1年ぐらいの余裕はあると思う。

議長 検討事項1については、もう少し多方面からの検討を加える形で対処したい。

- 手挙げ方式では、候補者が出なくなる可能性がある。そうならないよう候補者を出す手立てを作り、本当に適任である学長を選ばなければならない。
- 某大学では実際1人しか候補者が出なかった。その次の学長選考のときに各学部から必ず1人を推薦ということで候補者10数人が出てきているが、その際の学長選考会議は20回以上開催されたようだ。
- 学部から必ず1人推薦ということ自体、非常におかしなことである。
- やはり候補者が1人しか出なかったことに対して、アンチテーゼに似た話になる。
- 最悪の場合、学部間の葛藤が出てくる。
- 学長選考のフロー（参考資料2）の矛盾は全くない。これでも選考できないことはないが、無駄があると思う。あまり大きなアクションをしなくてもやれなくはないと思うが、議長等の指摘のように候補者が1人のときの対応は検討しておく必要がある。個人的には、候補者が1人しか出なくて、その人が不適格であればその大学は終わりだと思ふ。それはあまり考えなくてもよいが、理論上一応想定しておく必要がある。

以上のような審議結果を踏まえ、議長から、検討事項1の関連については、本日出された学外委員の意見を受けて、もう一度事務局と学内委員で検討し議論を詰めて頂き再度審議することとし、検討事項2の学長選考会議による面接の取扱いについては、前回の会議で最終選考を行う前に面接は必要という認識で規則改正を行うことが委員の総意でもあったので、次回は規則改正について審議することとするので、これらの案を学

内委員等で作成し，次回の学長選考会議に提出願うこととする旨の提案があり，了承された。

8 次回の学長選考会議の開催について

本日の議事については，慎重な検討を要し，また時間的にも余裕があることから，次年度の本会議で継続審議することとし，次回開催日については，日程調整の上開催することとなった。

以上